

各位

京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
〔電話：222-3340〕
〔担当：前田、土田、宮田〕

令和7年度「京都市地域商業新展開支援事業」支援対象商店街等の募集について

本市では、商店街等へのコーディネーターの派遣等を通じて、地域商業者が一体となって飲食・買い物・体験等の商業コンテンツを創出・育成し、広くPRする取組を支援するほか、商店会等が若手や非会員を取り込みながら組織の再構築・活性化を目指す取組を支援する「京都市地域商業新展開支援事業」（別紙参照）を実施しています。

（これまでの支援事例については、参考資料のとおりです。）

この度、令和7年度の支援対象商店街等を募集しますので、本事業による支援を希望される場合は、下記の応募方法等を御確認いただき、御応募ください。

記

1 応募方法

本事業による支援を希望される場合は、応募票に必要事項を記載しFAXで御返送いただくか、応募票の内容をメール本文に記載しお送りください。

応募票ダウンロードURL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000339107.html>

FAX番号：222-3331

メールアドレス：shogyo@city.kyoto.lg.jp

締切日：令和7年5月30日（金）

2 選考結果の連絡

応募票を御提出いただいた商店街等には6月上旬（予定）頃に選考結果を御連絡いたします。（支援団体数：各支援上限5団体）

※ なお、応募が上限に達していない場合、選考実施後、改めて先着順で応募を受け付けることがあります。

<留意事項>

- ・本事業は、「商業コンテンツ育成支援」と「商店会等組織再構築支援」の2つの支援類型を設けており、いずれか1つに応募可能です。
- ・商店街等が自ら実施する取組をサポートします（月1回程度、協議の場を設定します。）。
- ・令和5年度及び令和6年度に「商業コンテンツ育成支援」と「商店会等組織再構築支援」を活用された商店街等は同じ支援については対象となりません。
- ・直近5年程度の間、本市や中小企業庁、京都府の支援により、同様の事業に取り組んだ実績がある（または取り組む予定がある）商店街等は対象となりません。

「京都市地域商業新展開支援事業」支援商店街等 応募票

締切日：令和7年5月30日（金）

FAX番号：222-3331

団体名		
担当者氏名		
電話番号		
希望される支援 (いずれかに☑してください)	☐ 商業コンテンツ育成支援	☐ 商店会等組織再構築支援
実施したい取組	※商業コンテンツ育成支援を希望される場合は、現時点で活用または創出したい商業コンテンツ(飲食・買い物・体験等)の内容もご記入ください。	

令和7年度「京都市地域商業新展開支援事業」事業概要

1 商業コンテンツ育成支援

- ・ コーディネーターを派遣し、地域商業者が一体となって取り組む、誘客促進やエリアのブランド化につながる、魅力的な商品・サービス等（商業コンテンツ）の創出・育成を支援。
 - ・ 令和7年度は、事業計画の立案や運営体制の構築、事業実施に必要な準備を行うとともに、本市の「ふるさと納税型クラウドファンディング」により、事業実施に必要な資金を調達する（調達状況等により、自己資金が必要になる場合があります。）。併せて、今後につなげるため、その他の自主財源（収入）確保の手法についても検討する。事業の実施は令和8年度を想定。
- (1) 対 象：商店会及びその連合体、商業者グループ
- (2) 支 援 数：3～5団体

＜事業の主な流れ＞

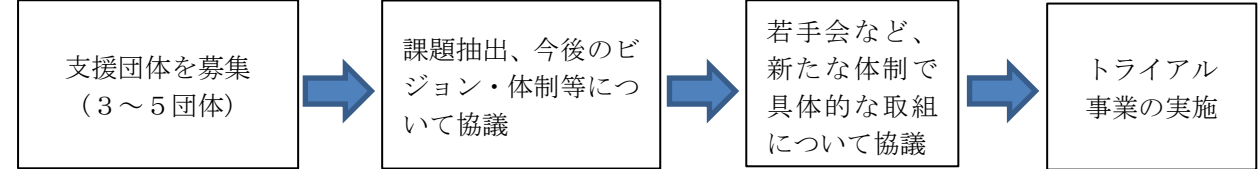
4～5月	6～9月	10～12月	1～3月
支援団体を募集 (3～5団体)	誘客促進・売上向上に資する商業コンテンツ（飲食・買い物・体験等）の検討	ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した資金調達	令和8年度の事業実施に向けた準備、詳細な事業計画の立案、まとめ
●支援団体の公募・決定 コーディネーター派遣	●事業内容の決定	●資金調達	
事業内容・運営体制等の検討	クラウドファンディング実施	実施準備	

※ 事業は、「ふるさと納税型クラウドファンディング」により調達した資金を活用し、令和8年度に、支援団体が主体的に実施する。

2 商店会等組織再構築支援

- ・ 新たな取組を実施したいが、会員の高齢化や減少等による担い手不足により、実施することができないといった課題を抱える商店会や商業者グループを対象に、組織の再構築・活性化を支援。
 - ・ 若手や非会員を取り込みながら実施するビジョン策定のほか、若手会の結成等の新たな運営体制の検討・構築、新たな体制で行うトライアル事業の検討・実施等を支援（1年間）。事業費のうち20万円までは市が負担。
- (1) 対 象：商店会、商業者グループ
- (2) 支 援 数：3～5団体

＜事業の主な流れ＞



〈商業者グループの定義〉

- ・ 市内で小売業・飲食業・サービス業等を営む5以上の中小企業等の商業者を主な構成員とし、事業所が一定地域に近接・集積している団体が主体となっていること。
- ・ 会則等において、中小企業等が共同して商業活動を行うために設立したことが明らかであること。
- ・ 構成員の全てが市内に本社又は主たる事務所等を設けている又はこれに準じるものとして認められること。
- ・ 構成員のうち、フランチャイズ加盟店の合計は全構成員数の20%以下であって、かつ、同系列のフランチャイズ加盟店は2者以下であること。

【参考】取組例

1 商業コンテンツ育成支援

各年度の実施内容については、下記 URL もしくは二次元コードから御確認ください。

(1) 令和5年度

クラウドファンディングサイト：

<https://readyfor.jp/users/1921876>



(2) 令和6年度

クラウドファンディングサイト：

<https://readyfor.jp/users/2271743>



2 商店会等組織再構築支援支援

深草商店街振興組合

理事や組合員、地域団体の方々とチームを組み、商店街の中心に位置する空き店舗の活用方法について協議を行い、現在は、多世代交流型コミュニティスペース「タカギヒロバ」として活用されています。

<https://fukakusa-flower.com/archives/2689>

